

資料提供	
令和7年12月24日	
担当課 (担当者)	感染症対策センター (壱岐・虎尾)
電話	0857-26-7153

## 県内における水痘(みずぼうそう)注意報の解除

感染症発生動向調査における水痘(みずぼうそう)の集計速報値(令和7年第51週:12月15日～12月21日)で、下記のとおり全地区で注意報解除基準値である1定点当たり1人を下回ったことから、令和7年11月26日に発令した水痘注意報を本日解除しました。

県民の皆様におかれましては、引き続き、手洗い等を徹底し、感染対策に取り組んでいただきますようお願いします。

### 記

#### 1 解除地区

鳥取県全域

#### 2 令和7年第51週(12月15日～12月21日)

区分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	0.11人	0.00人	0.00人	0.29人
患者数	2人	0人	0人	2人

#### 3 県民の皆様へのお願い

水痘注意報は解除となりましたが、引き続き、手洗い、消毒等の感染予防に心がけましょう。

### <参考>

#### (1) 注意報・警報について

以下の基準を参考に注意報・警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
注意報	定点あたりの患者数 1人	注意報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の 30%を超えた場合
警報	定点あたりの患者数 2人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の 30% を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 1人	警終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の 30%未 満となった場合

#### 《今回の例》

- ・全地区での警報解除基準値1人を下回ったことから、解除基準を満たす。 ⇒ 注意報を解除する。
- ・鳥取県の推計人口（鳥取県人口移動調査：令和7年12月1日現在）

地区	人口	人口割合
東部地区	212,187人	40,5%
中部地区	92,004人	17,6%
西部地区	219,577人	41,9%
合計	523,768人	100%

- (2) 県内の小児科定点医療機関：19の医療機関（東部8、中部4、西部7）
- (3) 定点当たり患者数とは、1週間に伝染性紅斑で定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。  
(例えば、県全体で19名の患者数報告があった場合、定点当たり患者数が1人となる)

別紙

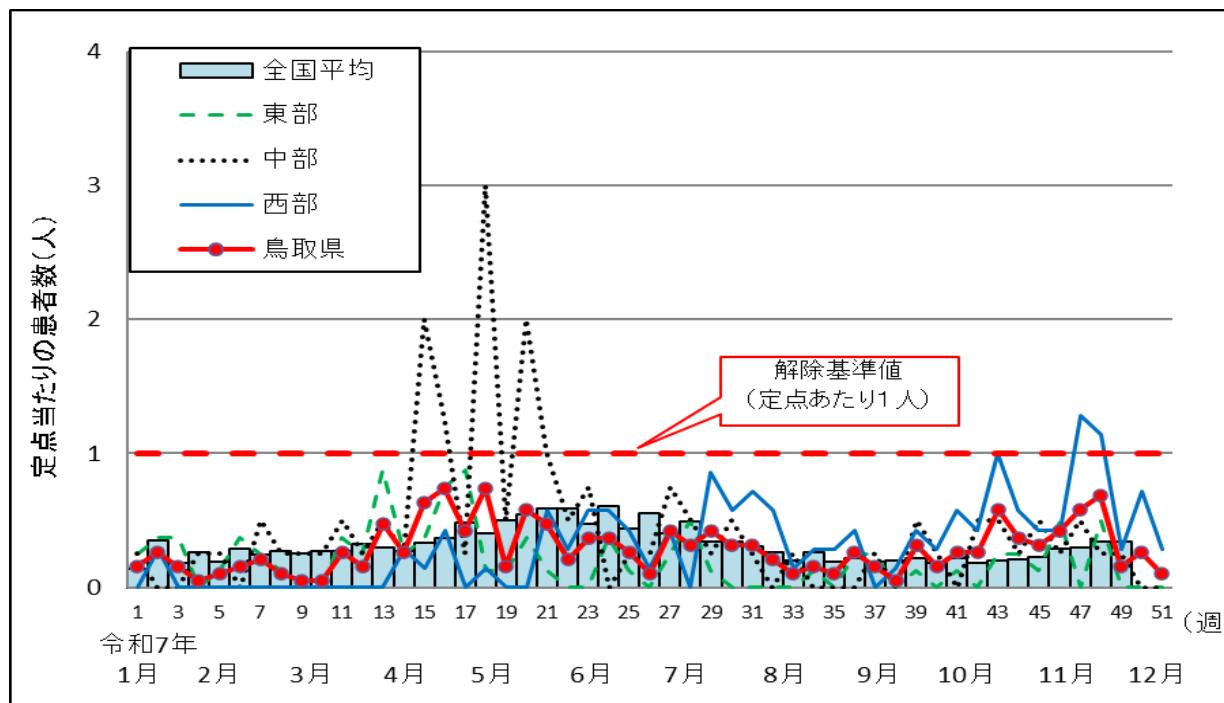
## 水痘の流行状況

### 1 鳥取県と全国の水痘患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

週	10月			11月			12月			
	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
鳥取県	0.26	0.58	0.37	0.32	0.42	0.58	0.68	0.16	0.26	0.11
全国	0.18	0.20	0.21	0.23	0.29	0.30	0.34	0.34	0.38	集計中

鳥取県の小児科定点医療機関は19、全国の小児科定点医療機関は約2000あります。

### 2 地区別発生状況グラフ



### 3 県内年次別発生状況グラフ

